

東京都子供・子育て会議  
全体会議（第30回）  
議事録

日時 令和6年9月13日（金）18時00分～19時46分

場所 東京都庁第二本庁舎31階 特別会議27

次第

- 1 開 会
- 2 検討事項
  - 東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）の策定について
- 3 子供の貧困にかかる支援団体ヒアリング
- 4 報告事項
  - 子供の意見を聴く取組について
  - その他
- 5 閉 会

出席委員

山本会長、安部副会長、高橋副会長、東委員、岩崎委員、遠藤委員、大勢待委員、尾崎委員、小野委員、角田委員、小林（隆）委員、小林（美）委員、鈴木（崇）委員、島津委員、関委員、前田委員、溝口委員、八木委員、矢島委員、吉田委員、和田委員  
青木臨時委員、川上臨時委員

配付資料

- |     |   |
|-----|---|
| 資料1 | 東京都子供・子育て会議委員名簿                           |
| 資料2 | 東京都子供・子育て会議行政側名簿                          |
| 資料3 | 東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）の理念・目標・視点<br>（案）新旧対照表 |
| 資料4 | 東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）の骨子について（案）            |
| 資料5 | 子供・子育て支援総合計画策定にかかる子供の意見を聴く取組進捗について        |

委員提出資料

団体提出資料

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 参考資料1 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正について      |
| 参考資料2 | 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案について    |
| 参考資料3 | 計画事業の追加・見直しについて（案）            |
| 参考資料4 | こども都庁モニター令和6年度第1回アンケート結果（抜粋）  |
| 参考資料5 | 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）中間見直し」の事 |

業の概要と実績（令和5年度末）

- 参考資料6 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）中間見直し」において目標を掲げている取組の進捗状況一覧（令和5年度末）
- 参考資料7 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）中間見直し」中間評価のための評価指標・アウトカム
- 参考資料8 評価指標に係るグラフデータ
- 参考資料9 「未来の東京」の実現に向けた重点政策方針2024（抜粋）
- 参考資料10 チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針2024（概要）
- 参考資料11 少子化対策の推進に向けた論点整理2024（概要）

## 開 会

午後 6 時 0 0 分

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 定刻となりましたので、ただいまから、第 30 回「東京都子供・子育て会議」を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、事前に送付いたしておりますお手元の配付資料の御確認をお願いいたします。

資料の 1 枚目、「次第」に配付資料の一覧を記載しております。

資料の 1 から 5 までと、参考資料は 1 から 11 までの資料を御用意しております。

また、委員意見資料と団体提出資料についても配付しております。

お手元の i P a d にて参考資料を御覧いただけるようにしております。

左下部にございます「一覧」のアイコンをタップしていただきますと、全ページがサムネイル表示されます。

また、会議で御発言中、皆様に同一のページを見ていただく必要がある場合には、御発言の冒頭に資料のページ数を御教示ください。事務局にて皆様に同様の操作にて当該ページを表示いたします。

タブレットにつきまして御不明な点がございましたら、周囲に控えております職員へお声がけください。

この会議は公開となっております。傍聴の方がいらっしゃるほか、配付資料、議事録については、後日、ホームページで公開することを申し添えます。

また、御発言の際は、マイクスタンドのボタンを押していただくようお願いいたします。

まず、前回御欠席で御紹介できなかった委員の御紹介をさせていただきます。

日本労働組合総連合会東京都連合会地域局次長、岩崎美希委員です。

○岩崎委員 岩崎です。よろしく願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 青梅市長、大勢待利明委員です。オンラインで御参加いただいております。

○大勢待委員 東京都青梅市の市長です。大勢待と申します。よろしく願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 よろしく願いします。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社執行役員主席研究員、矢島洋子委員です。オンラインで御参加いただいております。

○矢島委員 矢島です。よろしく願いします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 よろしく願いします。

東京都国公立幼稚園・こども園長会会長、和田万希子委員です。オンラインで御参加いただいております。

まだ参加いただけていないですか。

本日の出欠状況ですが、臨時委員を含む委員29名中、事前に御連絡ある方、6名の御欠席という形でございます。一部の委員の方はまだお見えになっていらっしゃいませんが、仮に御欠席といたしましても定足数を満たしておりますので、これより開会させていただきますたいと考えております。

それでは、ここで、福祉局次長の浅野より一言御挨拶申し上げます。

○浅野福祉局次長 皆さん、こんばんは。福祉局次長の浅野でございます。

委員の皆様方には、本日もお忙しい中、お時間を調整していただきまして、誠にありがとうございます。また、前回、6月の会議におきまして、熱心に御議論いただきまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日でございますけれども、前回の議論を踏まえまして、事務局において計画の理念・目標・視点の見直し案、また、計画の骨子案を作成しております。そして、計画改定の検討に当たりまして、子供の貧困に係る支援団体のヒアリングも予定しております。

本日に際しましても、委員の皆様方には、ぜひ忌憚のない御意見を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、この後の議事進行は山本会長にお願いしたいと思います。

○山本会長 皆さん、こんばんは。

まだまだ暑い日が続いております。9月の中旬というのに、本当に今日も真夏のように暑くて、疲れている方も多いのかなと思いますけれども、本当に夜の時間、大変恐縮ですが、今回の子供・子育て会議、御協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、本日の議題に入りますけれども、議事を始めたいと思います。

本日の検討事項の1つ目は、第3期東京都子供・子育て支援総合計画の策定についてです。まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、検討事項の東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）の策定について、御説明させていただきます。

資料3を御覧ください。

計画の理念・目標・視点について、委員の御意見、こども大綱等を踏まえまして修正案を作成したものでございます。

一番左側が3期計画（案）、真ん中が現行計画、右側が参照した資料等を示しております。案に過不足がないかについて御意見をいただければと存じます。

3つの理念の1つ目についてですが、前回意見を踏まえ、理念の文言を「全ての子供たち」から「子供一人ひとり」と変更しました。

子供の社会参画と意見反映等について、こども大綱やこどもの貧困解消法、こちらにつきましては、6月に子どもの貧困対策推進法が改正されまして、法律名も「こどもの貧困解消法」に変更になったものでございます。こちらのほうから追記しております。理念②及び③は文言整理等を行っております。

続きまして、3ページ目の5つの目標についてでございます。

目標①には、児童福祉法改正を踏まえた微修正となっております。

4ページの目標③は、第5次東京都教育ビジョンの内容を反映した修正となっております。

5ページの目標④ですが、今回、子供の貧困対策につきましては、こども大綱やこどもの貧困解消法等の内容を踏まえまして、現行の目標④、特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実の一施策であったものを、新たに子供の貧困の解消に向けた対策の推進として目標化することを提案します。

子供の貧困を解消し、連鎖を断ち切るための施策推進についての目標の内容につきましては、貧困解消法やこども大綱の内容を引用・反映したものとなっております。

また、5ページの下からです。目標⑤、現行計画では目標④になっていますが、こちらは子供の貧困対策に関する部分を削除するとともに、子供の権利擁護や社会的養護に関する記載を追記しています。

目標⑥、現行の目標⑤となりますが、こちらについては特に変更してございません。

次に、9ページ、5つの視点についてです。

こちらは子供が権利の主体であるとか、子供の社会参加や意見反映ということが非常に重要であることから、今までの5つの視点につきましては、子供に特化した視点というものを設けまして、一番上に持ってくるなどの編成を行いました。

一番上が、子供の立場からの視点、2番目は、子供の育つ場としての家庭を包括的に支える視点、3番目が、全ての子育て家庭への支援の視点という形です。

視点②につきましては、児童虐待など課題を抱える家庭への支援についての内容となります。現行計画のタイトルが少し分かりづらいということもありまして、修正しました。

3つ目の視点につきましては、DXに係る内容についても追記しております。

視点④・⑤については変更しておりません。

続きまして、資料4を御覧ください。こちらが計画3期の骨子（案）になります。

この資料は、計画の全体の構成をお示しつつ、前回会議でいただいた意見も反映させながら、現行計画からの主な追加・修正点を記載したものとなっております。不足している点や新たな視点等がありましたら御意見をいただきたいと存じます。

1枚おめくりください。

計画の策定に当たって「第1章 計画の目指すもの」については、法改正等を踏まえて更新します。

2 ページ目は、先ほどの「3つの理念」「6つの目標」「5つの視点」の体系図となっております。

3 ページ目からが第2章ですが、こちらは「東京の子供と家庭をめぐる状況」について、人口統計とか調査結果を用いて示した章となっております。次期計画からは、児童人口や少子化の状況など、計画全体に関わる基礎資料以外は第3章に移しまして、目標ごとに関連データとして掲載をしたいと考えています。

次の4ページを御覧ください。「第3章 子供・子育て支援施策の具体的な展開」の部分でございます。

例えば、その目標の、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくりにおいては、この目標に関する取り巻く状況、データ類を示した後、それぞれの項目ごとに現状・課題、それに対する取組の方向性という形で記載したいと考えております。

続きまして、目標の行の「主な追加・修正点」の列の部分で、目標ごとに改正に当たってのポイントを右側に記載しております。

目標1の内容でございますが、こどもDXを進めていくほか、児童福祉法改正を踏まえた家庭支援事業や子供家庭センターの取組を進める区市町村支援を充実させる方向で関連の施策を記載します。

目標2ですが、「乳幼児期における教育・保育の充実」では、待機児童の解消を維持しつつ、保育のさらなる質の向上を図るとともに、保育の必要性の有無にかかわらず子育てを一層支援する方向性で関連の施策を記載します。

5 ページを御覧ください。目標3になります。

「子供の成長段階に応じた支援の充実」では、学校給食費の負担軽減や不登校児童の生徒の状況に応じた支援の記載を充実するほか、学童の待機児童解消と質の向上に向けた認証学童クラブ制度の創設についての記載を追加します。

目標4「子供の貧困の解消に向けた対策の推進」では、こども大綱や改正貧困解消法を踏まえまして、教育の支援、生活の支援等、記載の項目立てで検討していきます。

6 ページの目標5でございます。

「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」では、外国につながる子供等への支援の充実のほか、今年度、同時期に改定を進めています社会的養育推進計画やひとり親家庭自立支援計画との整合性を図りつつ、子供の意見表明とか社会的養護、ひとり親施策について充実をしていきます。

目標6でございます。

「次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」では、今年度改定を進めている子供・若者計画との整合を図りつつ、性被害等の犯罪被害の防止や、非行・犯罪に陥った子供・若者への支援を充実する方向性でございます。

第4章以降は記載のとおりでございます。

このほか、ここで事前に岩崎委員、遠藤委員、溝口委員から資料の提出がありました

ので、御紹介させていただきます。

こちらは、資料5の次に御提出いただきました資料をお配りしているのです、御覧ください。

まず、岩崎委員の資料になります。

1番の貧困対策の充実としまして、3つ挙げていただいております、(1)が、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度において、対象者を支援するための必要な人員体制を安定的に確保できるよう、専任職員の配置や処遇改善策の充実を盛り込んでほしいとの意見。

2つ目が、給食費の負担軽減事業については、住んでいる自治体によって大きな格差が生じることがないように、東京都として補助するのが望ましいとの意見。

(3)の困窮世帯につきましては、熱中症の予防として、エアコン・網戸など最低限の住環境整備をするなど、子供たちが安全・安心して過ごせる環境づくりが必要との御意見でした。

2番、学童の待機児童解消及び質の向上に向けた取組については、「小1の壁」の問題やスペース不足、そして、職員確保等の課題への対応を求める声があり、都として、現場や利用者の声を含めて実態について調査・検証することを計画に盛り込み、具体策へとつなげてほしい。

また、都独自の認証学童クラブ創設については、検討ワーキングで実施される実態調査が、既存の仕組みでの課題抽出・改善につながるようにしてほしいという意見をいただいております。

3つ目の「『保育の質』について」でございます。

保育サービスの質の確保・向上には、自治体や民間の保育事業者が、きちんと保育事業者の処遇改善や職場環境の改善につなげられるような施策と目標設定が重要との意見をいただいております。

「とうきょうすくわくプログラム推進事業」や「保護者の就労等の有無にかかわらず子供を預かる仕組み」などの新規事業において、導入時だけでなく、利用者や職員へのヒアリングなどによる導入後の効果検証が必須との意見をいただいております。

続きまして、遠藤委員からの提出資料、委員提出資料2になります。

こちらは、保育の質を検討するためには、保育の質に対して適切な評価方法が大切で、①としまして、指導検査や第三者評価の中で、保育の質に関して適切な指導ができる人的な体制強化及び検査方法の構築。

②として、保育所保育指針に沿った質の評価方法について、現場の保育士等の意見も聞きながら、質の向上につながるようなガイドラインの作成をする必要があるとの意見でした。

また、保育の質の維持・向上のためには、自主的な研修や、職員間で意見を出し合えるような風土、時間の確保、職員のメンタルヘルスの対応も重要。このような状況に即

した、それに見合った職員配置基準の見直しが急務であるという意見をいただいております。

次に、溝口委員からの提出資料、委員提出資料の3になります。

東京都認証保育所制度につきまして、都が国に先駆けてつくった認証保育所制度は、待機児童の解消に寄与しただけでなく、ベビーホテルから認証保育所への保育の質向上など、様々な社会的効果をもたらしている。

3期計画においても、変化している保育ニーズに対し柔軟に対応していくために、認証保育所制度の維持と存続が必要との御意見でした。

また、「とうきょうすくわくプログラム推進事業」につきまして、保育所保育指針や幼稚園教育要領等に示されている「5領域」に基づく保育・教育内容を意識し、実際の保育現場に即した様々な方法で、「探求」や「非認知スキル」がおのずと育っていくことが望ましい。現場の意見、実情を踏まえた形で推進してほしいとの意見でした。

2番の検討事項の事務局からの説明は以上となります。

○山本会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がございましたけれども、まず最初に、今、最後のほうで御紹介いただきました、岩崎委員、遠藤委員、溝口委員からの御意見資料提出、ありがとうございます。これにつきまして、今まとめて御説明いただきましたけれども、補足などがございましたら、簡単で結構ですので一言ずつお願いできるといいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。岩崎委員から。

○岩崎委員 ありがとうございます。岩崎でございます。

前回、6月の第1回目の会議、急遽欠席となりまして大変失礼いたしました。せっかくですので、自己紹介も兼ねて発言させていただければと思います。

私が所属している連合東京という組織ですけれども、都内で働く125万人の仲間が集まる労働組合の団体でございます。参加加盟組合には公務で働く方々もいらっしゃいますし、保育所、介護施設、また、学童保育に携わる方々も多くいらっしゃいます。イメージとしては、大企業とか有名企業の労働組合のイメージが強いかもしれませんが、全然そんなことはなくて、中小企業の労働組合がたくさん加盟しておりますし、組合のない会社で働く人が困ったとき、一人で入れる労働組合などもあります。また、子供食堂とか小中学生の学習サポートなどを実施している地域のNPO団体、それから、障害者団体、福祉団体などとも日頃連携して活動したり、支援もさせていただいたりしております。

そういった中で、働く仲間が安心して働き続けられるように、また、その家族も含めて家庭生活や子育て環境がよりよいものとなるようにという視点で、本日、意見書として提出させていただいております。

記載した内容は、連合東京から、東京都とか各市町村などをはじめ、様々な機会を通じて提言・要請させていただいていることにも重なる内容でございます。



具体的な説明は、今、平川課長から意見書の概要を御説明いただきましたので重複は避けたいと思うのですが、特にここで補足して、かつ、早急に検討したいと思う内容とすれば、意見書で書かせていただきました2番で、学童保育について書かせていただいております。

実際に学童の支援員さんのお話を伺って、悩みとか御意見を伺いましたし、また、学童クラブを訪問して現場を見せていただいたりということもしております。ヒアリングをした内容に基づいて意見を書かせていただいております。

よく、学童クラブは、今すし詰め状態になって本当に大変なんだとか、保育園のほうは少し落ち着いて大丈夫になってきているのだけれども、今度は、学童は本当に待機児童も多くなって大変になっているよと。今度はそっちだねということが言われていて、本当のところはどうかかなというのは、実際に目にしてみても、本当に大変だということを感じ取れますし、やはり生の声を聞いて、まだまだ現場にしか分からない点も多いのだなと思っております。

保育園のほうは少しずつ改善されて落ち着いてきている、まだまだですという御意見もあったので、まだまだですけれども、改善して落ち着いてきたから、学童も、そのうち同様に落ち着いていくのではないかなと先送りにされてしまわないかということ懸念しております。

今、学童保育の現場で、安全・安心な子供の育ちに必要なことは、やはり、場所が足りないという意見が多かったので、場所を確保すること、人を確保すること、適正に配置をすることと、それに見合った処遇、あとは、事業を実際に実施している自治体などへの支援であるのではないかなと思います。

私、前期から引き続きこの子供・子育て会議の委員を継続しております。前期では複数回にわたりまして保育サービスの質の確保・向上の観点で、同様に、やはり保育人材の定着・確保・処遇改善について意見を申し上げてきました。その点については、今御説明いただいたように意見書の3番のところに記載したとおりですけれども、保育と学童と、いずれも同様の視点からの意見となります。

あわせて、意見書の1番のところで、子供の貧困対策については、次の計画の中に新たに項立てがされて対策されるということなのですから、従前より取り組まれている生活保護とか自立支援制度による対策に加えて、自立支援法の改正もあるということで、学習生活環境改善の訪問事業なども始まるということですので、ぜひ、その人員体制とか処遇改善とか、実際の調査なども充実していただければと思います。

給食費のことと住居のエアコンのことを書かせていただきましたけれども、会長の最初の御挨拶にありましたように、今年は本当に暑くて、命の危険があるような暑さになってきて、毎年、夏休みの子供たちはどうしているのかなと思っております。今申し上げたように、居場所として学童クラブもその一つかなと思いますし、児童館の状況などもあると思っておりますけれども、あわせて、それにもつながる対策になっていくのではない

かなと思います。

補足というかいろいろ言ってしまいましたが、以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

では、遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 こんにちは。東京都民間保育園協会の遠藤でございます。

意見書で書かせていただいたのですけれども、これの前段部分の1番、2番につきましては、前回の第2期するときにも同じような形で申し上げております。その中で、今、東京都の待機児童というのがほとんど少なくなっている状況下の中で、やはり本当にこれから質というものを見直していかななくてはいけないと。ただ、この質というのは、ただ数だけが、保育士の人数がいっぱいあればいいのかということではないだろうと。本当に質というのは、保育の質を上げるということは、それが必要でしょうけれども、やはり、ここに書いてあるように「適切な指導が出来る人的な体制強化及び検査方法を構築する」、ここに集約されるのかなと思っています。

また、最近言われている下段の部分、質の維持・向上を考える上で、不適切保育の原因究明とか防止策、これを自主的な意見とか発見から報告までの流れという、こういったものを、これにはやはり人材の確保というのが必要になると。また定着ですね。その観点からメンタルヘルスについても対応がやはり必要になってくるでしょうと。

また、50名以下の産業医が設置されていない施設がほとんどの保育園なのですけれども、そういった専門の職員も配置をしていくことも、質の向上を考える上でやはり必要なのではないのかなと思っています。

76年ぶりに保育士の配置基準が見直しをされているのですけれども、そういう観点から考えても、本当の質の見直しと、やはり配置基準の見直しも同時にやっていく必要があるのではないのかと意見を、また、補足をさせていただきます。ありがとうございます。

○山本会長 ありがとうございます。

溝口委員、お願いします。

○溝口委員 日本こども育成協議会の溝口と申します。

事務局からの説明どおりで全然大丈夫なのですが、私、東京の一番西のほう、あきる野市、先ほどの大勢待さんの隣ですけれども、遠くから来たので、せっかくですのでもう少ししゃべります。

今日も実は、午前中は11時ぐらいに近所の子供さんとお母さんが来て、市の健診で障害があるんじゃないかと。不安だと。来て、「そうだよね」「大丈夫だよね」と言いながら、もし必要ならば一時預かりもできるし、それから、東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」もあるし、それから、認定こども園だったら、お母さん、入れるし、そんなことで紹介しながら、とにかくみんなで作っていけば大丈夫だからと、そんな話をしたりしています。

それから、私のところも東京都認証保育所ですけれども、暑いですね。それから、私のところも熊がいっぱい出ているので。暑さと関係ないですけれどもね。大変なのですが。とにかく、そんなところなのですが、夏休みはやはり学校はないです。給食がなかなか、お弁当をつくるのはお母さんたち大変なので、多い日で11人かな。少ない日で2人から3人、保育所のほうにやってきます。そこで、学童、要は居場所になっているのです。

それから園の隣で子供食堂をやっています、大体1日10食、それを毎日やっています。今日は保育士ごっこというのをやって、地域のお母さんたちが来て、園の子供たちと一緒に「自分の子供を見るのをやめなさい」と言って、「人の子供を見なさい」と。だから保育士なのですということ、自分の子供じゃない他人の子供を見合うような形で、子供はこうやって育つのだなど。友達にもなれるし、そこで安心感ができるんだなというの、今日はやっていました。

明日は、夕方から、今度は園の保護者のほうが、おふくろの会といって酒盛りです。宴会。別に保育園の中で酒を飲んじゃいけませんと指針に書いていませんから、そんなことを明日もやります。

何が言いたいのか。東京ダイバーシティ、スマートシティ、セーフシティということで、東京都のほうが進めていращるのではないかなと思うのです。これは、やはり多様性がないと実現できないのではないかなと。もちろん認可保育園、それから、幼稚園、それから、認定こども園、いろいろな施策がある中で、やはり東京都認証というものも背負ってきた役割は大きいのではないかなと思っています。

今後も、やはり多様性の中で、施策、それから、教育の内容もそうですよね。「すくわく」が駄目だと言っているんじゃないのです。とてもいい事業です。ですから、様々な教育が展開できるような形で今後もやっていきたいということで御意見を申し上げていまして、要するに、多様な教育、多様な制度、その中で東京の子供が育っていく。

東京都の認証保育所というのは、平成13年に東京都がおつくりになった制度なのですが、「東京から新しい保育を」というスローガンの下でつくりました。今、「東京から新しい子育てを」というように、そんな時代になるといいなと思って意見書を出させていただきました。ありがとうございました。

○山本会長 ありがとうございました。

3人の意見書の中で共通しているところとしては、学童のことや保育の質に関わること。また、それは、「すくわくプログラム」もそうですけれども、子供たちが今後生きていく中、東京の子供たちが健やかに成長できるような形での基盤整備という意味でも、保育士人材も含めて考えていくというところがあったかと思えます。

これからは、委員の皆様方から御意見をいただきたいと思っております。今、お三人の意見書の中で触れられた部分は、これから、この後、事務局のほうからも御回答やお考えをいただく予定になっておりますので、できましたら、それ以外のことに関するこ

とも含めて御意見を頂戴したいと思います。

本日、オンラインで参加の委員が結構多いので、私のほうで対面とオンラインの両方がうまく仕切れるか分かりませんが、できるだけ皆様方にも時間調整に御協力いただきながら進めてまいりたいと思います。

これから20分ちょっとお時間としては予定しておりますので、これから、御意見を頂戴したいと思いますので御自由に、対面の方は挙手や御発言、また、オンラインの方は、オンラインのツールで挙げてください。オンラインの方は、事務局のほうから私のほうに御連絡いただくという形になりますので、ちょっとお待ちいただく形になりますが御了解くださいませ。いかがでしょうか。

では、安部委員と吉田委員、両方挙がりました。では、吉田委員からよろしいですか。吉田委員の次は安部委員で。お願いします。

○吉田委員 吉田です。よろしくお願ひいたします。

今回、第3期計画ということで、また新たな視点で、やはり子供の意見を尊重しながらということになると思いますので、その視点で計画が新たに策定されようとしていることは非常に評価できる点ではないかなと思いますし、やはりそういった視点で、これまで捨て置かれていたような子供たちの、ある意味、もっと存在をしっかりと存在たらしめるためにも、こういった文言として入っていくことが極めて重要だと思います。

そういった中で、今回、子供の貧困というところが項目として、これは資料3の5ページ、新たに目標④に盛り込まれました。今言ったように、子供の視点で語られるようになることは極めて重要で、子供がどうしたいか、そして、子供たちがどう生きたいかという視点で、しっかりと施策として盛り込んでいただければと思っています。

もちろん、それプラスなのですけれども、やはり保護者の視点ということも忘れてほしいなというところで、読んでいくと、資料3の5ページの目標④の一番最後の丸の「貧困を解消し」というところの次の行で、「認識の下」ということで、教育の支援、そして、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援を進めていくということが明記されているということで、ちょっと気になったのは、ここに、ちょっとした文言のあれなのですけれども、「経済的支援を」ということなので、この4つしか支援として存在しないのか、やはり、それを含む様々な支援というところでアプローチしていかないといけないのではないかなと。それを「支援など」を入れるのかどうかということも含めて御検討いただければと思いました。

そして、やはり保護者側ということ言えば、相談とか寄り添うような視点ということも大きな要素かなと思っています。僕自身もそうですけれども、特にシングルファーザー、実家に住んでいないような方々というのは、周囲に相談することを避けたり、自分だけでどうにか何とかしていこうというところがあって、特に声を上げられないような状況に陥ってしまうというところがあると思いますので、そこを、声を上げられるような環境づくりを施策として盛り込んでいってほしいなと。文言としてここに書くか

どうかは置いておいて、取りあえずそういった内容を含むように努めていただけたらな  
と思っています。

あと、もう一点、目標②のところなのですけれども、今回、修正は全くされていない  
のですが、僕自身、こども家庭庁の「幼児期までのこどもの育ち部会」の委員をして、  
今回の、はじめの100か月の育ちビジョンというのがこども大綱の下の中でつくられ  
ましたというところで、ここに全てその要素は入っていますということであれば全然い  
いのですけれども、今回、ウェルビーイングの視点とかアタッチメントの重要性だとか、  
新しい要素というところも加わっているかなと思いますので、そういった視点も、もし  
書き加えられるようであれば、東京都なりの視点をまた解釈してもらって盛り込んでも  
らえればと思いました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

では、安部委員、お願いします。

○安部副会長 ありがとうございます。安部でございます。

全部で3点ございます。全体に関わるものが2点と、資料4、目標③に関わるものが  
1点です。

まず1点目、「子供」という表記に関してなのですが、先ほど「こどもの貧困解消法」  
の改正に合わせて内容も組み替えていたと思うのですが、「こども基本法」、それから  
「東京都こども基本条例」、いずれも「子供」はひらがなの表記になっていると思いま  
す。この計画では、このまま「子供」を漢字にするのか、ひらがなに開くのかという  
ところをお伺いしたいというのが1点目です。

2点目、これも全体に関することです。

内容は、今、吉田委員もおっしゃったように、子供の意見反映など非常に充実した中  
身になっていると思いました。一方、この計画は、全体的に平時の計画であると思いま  
す。災害時、緊急時、特に、防災から復興に至るまでの視点が弱いというのは否めない  
と思います。この目標の中に項目立てとして、「災害時の子供・子育て支援」を入れ込  
んだほうがいいのではないかなと思うのですが、その辺りのお考えをお聞かせいただ  
けたらというのが2点目です。

3点目、資料4、目標3、3の「子供の居場所づくり」に関してです。

東京都こども基本条例7条でも子供の居場所づくりが規定されているように、居場所  
づくりは非常に重要です。先ほど、岩崎委員も放課後児童クラブのことを御指摘されて  
いたと思うのですが、間もなく、児童館ガイドライン、それから、放課後児童クラブ運  
営指針が国で改正されます。この改正に関しては、こども基本法、こども大綱、それか  
ら、こどもの居場所づくりに関する指針を反映した改正になると思いますが、それを、  
今回はどの程度反映する意向であるかということをお聞かせいただけたらと思いま  
す。

先ほどの2点目と関連して、今回のガイドライン、運営指針の改正には、災害時の居

場所についてもかなり入ることになっていますので、それを、この計画の中ではどのように反映するかも含めて教えていただければと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

今の1点目の「子供」の表記については、前回の委員会でもかなりもめまして、もめてもめて、結局このままという、いろいろ変えられない事情が東京都にもあって、私は変えたいとずっと言っているのですけれども、変えられないのではないかと思うのですが、これは変えられたらいいなと私も個人的には思っています。ありがとうございます。

では、そのほかの委員の方。角田委員。

○角田委員 角田でございます。

私のほうは、資料4の4ページでございます。私も、認定こども園という立場で出席しておる関係で大分気になるわけでございますが、「乳幼児期における教育・保育の充実」という下段の項目でございます。

その中に、例えば「就学前教育の充実」ということで、右を読んでいきますと、「幼稚園・保育所等」ということで、全てを「等」で略されるわけですけれども、ここには、確かに下段のほうの目標の3の中で「認定こども園の充実」という1行で全部くくられているのかもしれませんが、例えば右の2の「他者との関わり」云々、「非認知能力」、「保護者の就労等の有無にかかわらず」は、どちらかという認定こども園の専門用語のようところもありますし、そのところで「保育所等」となるわけですが、文言上のこともあろうかと思いますが、認可施設である幼稚園、保育所、そして、幼保連携型認定こども園という認可制度になっておりますので、なかなか、この認定こども園の認知度も低いのかもしれませんけれども、その辺の第三の認可施設だという位置づけを明確にしていただければなと思っております。

確かに、3に「認定こども園の充実」ということで全てくくられているのかもしれません。認定こども園につきましては、御存じのとおり類型が4種類ございますので、4種類の中の一つが認可施設の幼保連携型認定こども園、あとの3つは「認定」でございます。それが認定こども園でございますので、認可施設があるということで、可能ならば文言の整理をしていただければ幸いです。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

今、オンラインで御参加の島津委員から挙手がありましたので、お願いいたします。

○島津委員 都民公募の島津です。

私からは2点ほど意見がございます。

まず、1点目が、今回、子供の意見をしっかり聞いていきますよということで、私も、自分の娘はまだ5歳なので、なかなか意見を引き出すのは難しいのですけれども、ほか

の近所の人とかのお話とかも聞いたりすると、やはり子供の意見を言ったことで、それが、政策だったり、そういうのにどう反映されるのかが、子供からするとメリットが分かりにくいと。もうちょっとメリットが分かれば、子供も意見をより言いやすくなるのかなというところを考えると、今まで東京都のほうでもいろいろモニタリングをしていると思うので、そういう意見を、今回の計画を改定するに当たって、分かりやすく、今までこういう意見を聞いてこういうところを反映しましたみたいなのが、一つ項目として分かるようになっていて非常にいいかなと思ったのが1点です。

そうすることで、多分、今後も子供の意見を聞いていくと思うのですが、実際に計画にこうやって反映した実績があるよとか説明ができると思うので、今後のヒアリングにも生かしやすいかなと考えております。

もう一点が、資料3の3ページの目標①の真ん中のところに、「子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう」という文言があると思うのですが、私も、今、保育園を利用していて、東大和市なのですが、待機児童も結構解消してきて、待機児童ゼロとか言っているのですが、毎月、実際に保育園待機児童がどれぐらいいるかホワイトボードが出るのですが、それを見ると二十何件とか、人気のところは待機があるのです。

やはり、それは、実際、子育てしている人からすると、待機児童ゼロというのがいまいちぴんとなくて、市が言っている内容と、実際にホワイトボードに出される数字が全然違うので、恐らく待機児童の考え方の問題だと思うのですが、ちゃんと親が行かせたいところに行けているというような状態がベストだと思うので、せっかく、ニーズに合ったサービスを利用できるようにするというのが目標に書いてある以上、待機児童ゼロという数字だけではなくて、ちゃんと希望するような保育園に行けるというような環境づくりについての視点もぜひ入れていただければと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

あともうちょっとだけ時間はまだあります。どうでしょうか。御意見を。

溝口委員。

○溝口委員 時間があるということなので、ちょっと細かいところで申し訳ないのです。

資料の3番なのですが、目標③の「子供の成長段階に応じた支援の充実」、子供が支援の主語になっているところはもういいやと思っているのですが、丸の2つ目ですか、「主体的に社会の形成に参画する態度を育むことができる」、関連資料は東京都教育ビジョンなので、その文言かと思うのですが、これは、「態度」というのは、意欲と心情とともに態度になるのではないかというところで、参画するのは意欲ですから、それから、参画したいという心情、その意欲と心情が体に現れる、行為に現れることを態度と恐らく言うのだと思うので、併記で「意欲・心情・態度」とできないのでしょうか。もしくは、ビジョンのほうでも「態度」という形になっているならば、それは

その文言でよろしいのかと思うのですが、質問も含めてよろしく申し上げます。

○山本会長 ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。

オンラインでどなたかありますか。和田委員ですね。お願いします。

○和田委員 東京都国公立幼稚園・こども園長会の和田でございます。

私、公立幼稚園の立場です。教育のことで少しお話をさせていただきたいと思います。

資料3の目標③のところ、前回と違って「教育」という言葉を使って、子供たちには教育が必要というのを明記しているのが、すごく私はいいなと思っています。

そして、それに続いて、資料4の第3期骨子の第3章、目標2の1の「就学前教育の充実」のところでも、多分、これは「すくわくプログラム」を利用してということだと思うのですが、探求をとるところが明記されている。今、探求活動というのが、小学校以降の教育でも、環境を通した教育とか、それから、探求というものに注目がある中、やはり、探求に対して予算をしっかりとつけていただいて、それによって教育の質を上げようというその取組がすごくいいと思いますし、全てのそれが就学前施設で、本当に小さなところでも、「すくわく」を利用してそういった取組ができるというのが期待されるなと思います。先ほど、そのためには、人材の確保というのが出ていましたから、それももちろん重要なことだと思います。

そういった、幼児期の探求とか、自ら行う活動としての遊びを通して3つの資質能力の育成につながっていくと考えますので、そのためには、このプログラムの実証をしっかりと行って好事例を出していけるようにするというのが大事なのではないかなと思います。

そういったことをしていくことで、目標2の「乳幼児期における教育・保育の充実」というところの評価指標、保護者に対するアンケート調査というのがありますけれども、インターネット調査というのがありますが、そこが、前回のときにもすごく曖昧で、一体ここの指標、質の高さというのがこれで出るのだろうかというような話も出ていたと思うのですが、そこにうまくつなげていけるといいのではないかなと考えています。

東京都国公立幼稚園・こども園も多くがこれに参加して、しっかりと好事例を発表していくようにしたいなと考えています。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

それでは、今頂戴した幾つかの御意見とか御質問がございましたけれども、事務局のほうから御回答や現状とかを説明をお願いできるといいかなと思います。

基本的にはお三人の御意見の中にあつた学童のこと、それから、保育の質に関わること。今、探究プログラムで「すくわく」の問題なども複数の委員が触れておりますので、そういったものの遂行の仕方、そういったことについても少し触れていただけないかなと思いますし、また、文言的な内容の御質問やどうだろうかという御提案などもご



ございましたので、そこも含めて事務局のほうから回答をお願いしたいと思います。まず平川さんからよろしいですか。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 私のほうで、事務局側の回答する人を順番に振らせていただきます。

まず、岩崎委員の意見に対する回答で、生活福祉部からお願いできますでしょうか。

○小林福祉局生活福祉部地域福祉課長 生活福祉部地域福祉課長の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、岩崎委員から御質問のありました、1番の子供の貧困対策の充実についての(1)と(3)のところにつきまして回答さしあげたいと思います。

まず、(1)の貧困家庭や生活保護世帯の子供への支援に関する部分でございますけれども、まず、御存じのとおり、生活保護受給世帯に対しましては、生活保護法による生活相談や教育扶助といった取組、また、生活困窮者自立支援制度におきましては、子供の学習生活支援事業といった取組がございます。こうした取組によりまして、困窮世帯の子供への支援を行っているというところでございます。

ここに従事をされている方々に対してということですが、自立相談支援機関の窓口で支援に当たる従事者に対しましては、都でも研修を実施しておりまして、支援に必要な体制の充実に取り組んでいるところでございます。

それから、続きまして、(3)のほうも併せて御回答さしあげたいと思うのですが、困窮世帯の住宅環境についてというところで御意見いただいているところでございます。

生活保護受給世帯につきましては、特に熱中症に関してという御質問をいただいておりますが、要件に合致するものに対し、冷房器具の購入等に必要な費用の支給が認められているところでございます。また、生活保護に至らないような低所得者世帯向けなどを主に対象としております生活福祉資金の貸付けにつきましても、冷房設備等の設置費が対象となっているところでございます。

私からは以上でございます。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、同じく岩崎委員の、子供の貧困対策の給食費の部分について、教育庁からお願いできますでしょうか。

○高橋教育庁地域教育支援部健康教育担当課長 教育庁の地域教育支援部の健康教育担当課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

1の(2)の給食費の負担軽減事業についてでございますが、区市町村立小中学校の学校給食は、法律の話になってしまうのですが、学校給食法に基づきまして設置者で実施しております。保護者負担の軽減策等についても、まずは設置者である区市町村のほうで判断するものとなっております。

学校給食費でございますが、まずは国がその責任と財源において無償化を実現すべきものでありまして、都としては、国に先行し、今年度から区市町村が学校給食費の保護

者負担軽減に取り組む場合、その費用の2分の1を都が支援することといたしました。学校給食費については、国がその責任と財源において無償化を実現すべきものでありますので、国の取組が実現されるよう、都は国に対して要望をしております。

なお、補正予算案がこのたび公表されておきまして、今後、全ての市町村で給食費の無償化が実現できるよう、国が給食費無償化について、自らの責任で実施するまでの間、市町村総合交付金を拡充する補正予算案を第3回都議会定例会に提案する予定であると制度所管局のほうから聞いてございます。

御説明は以上でございます。

- 平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、同じく岩崎委員の学童クラブの関係と、先ほどありました児童館と放課後学童クラブのガイドラインの関係ですね。そちらについて家庭支援課長からお願いしたいと思います。
- 安藤福祉局子供・子育て支援部家庭支援課長 子供・子育て支援部家庭支援課長の安藤でございます。

岩崎委員の学童クラブに関しまして、お答えいたします。

都内の学童クラブにおきましては、昨年5月時点でも待機児童は約3,500人おきまして、学童クラブの待機児童解消に向けて、量の拡充に取り組んでいるところでございます。

同時に、例えばクラブの大規模化であったり職員の確保・定着の問題であったり、質の向上にも同時に取り組んでいく必要があると考えておきまして、そうした背景から、都は、今年度から学童クラブの充実を図っていくために、独自の運営基準による新たな認証学童クラブの制度創設に向けて取り組んでいるところでございます。

制度の創設に当たりましては、子供や保護者、学童クラブの運営事業者、区市町村などの実態調査を行っておりまして、そうした実態調査を踏まえつつ、今年度新たに立ち上げました専門委員会におきまして、その意見も踏まえまして具体的な内容を検討していきたいと考えているところでございます。

2つ目の、安部委員の、国におけます児童館ガイドライン、また、学童クラブの運営指針の改正の動向を踏まえた対応でございますけれども、児童館のガイドラインにおきましては、子供の権利擁護の視点であったり、居場所としての機能・役割といったところが議論されているものと認識しております。また、学童クラブの運営指針におきましては、権利擁護や第三者評価、障害児の受入れ、また、保護者のニーズを踏まえたサービスの支援、サービス提供の在り方といったところが議論されているものと認識しております。

今後、国の動向も踏まえつつ、都としても施策を考えていきたいと思っておりますが、学童クラブに関しましては、特に、先ほど申し上げた認証学童の検討のテーマとかなり重なっているところがございますので、そうした認証学童の検討というところも通して、国の動きも踏まえつつ考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長　続きまして、遠藤委員の質の評価等につきまして、指導監査部からお答えをお願いします。

○多田福祉局指導監査部指導調整課長　私、福祉局指導監査部指導調整課長の多田と申します。

私のほうからは、遠藤委員からいただきました保育の質の確保のところの第三者評価、これについてお答えさせていただきます。

まず、第三者評価ですけれども、第三者の目から見た評価結果を通じまして、事業者が自発的に取組を進め、自らのサービス向上に役立てるものであり、保育の質の向上に向けた役割を担っているものと認識しております。

東京都の第三者評価制度ですけれども、東京都福祉サービス評価推進機構が都と連携して実施するものでございまして、さらに福祉事業者の協力も得て実施していくことが重要だと考えております。そのため、評価項目の策定に際しましては、事業者代表を委員に選任した委員会を設置しまして、福祉事業者の意見を反映しつつ検討をしております。また、評価機関の評価者の養成とか資質向上に当たりましては、福祉事業者を講師とする研修も実施しているところです。

保育所に対する第三者評価ですけれども、国の動向とか、また、保育をめぐる環境の変化を踏まえまして必要な見直しを行っていくものと考えております。現在、国におきまして保育のプロセスの質により焦点を置いた指標へと見直しを検討しているところでございます。東京都といたしましては、国の検討結果等の状況を踏まえまして、必要に応じて評価の見直しを検討していきたいと考えております。

見直しの検討に際しましては、これまで同様、委員会等の場で保育事業者の意見を聴取していきたいと。その上で反映していきたいと思っておりますので、その際は御協力をお願いしたいと思っております。

私のほうからの回答は以上となります。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長　それでは、同じく指導監査部から指導検査についてお願いします。

○高井福祉局指導監査部指導第二課長　福祉局指導監査部指導第二課長の高井と申しますよろしく申し上げます。

遠藤委員から、保育の質に関する人的な体制強化や検査方法の構築について御意見をいただき、ありがとうございます。

都では、指導検査の検査班に、必要に応じて保育所での勤務経験があるサービス専門員を加えて指導検査を実施しております。指導検査の実施に当たりましては、保育の実施主体でもある区市町村と密接な連携を図ることとして、子供・子育て支援法により区市町村指導検査権限を持つことから、都と区市町村がそれぞれ効果的・効率的に指導検査を実施するため、合同検査や立会支援等、必要な連携及び支援を行っております。そ

のほか、各市町村に対して、研修の実施や派遣研修生の受入れ等によって指導検査体制の強化を図っております。

また、認可保育所の園長経験者等によるチームが、認可外保育施設に対して巡回指導を実施しており、保育内容等について確認をしております。引き続き、区市町村や巡回指導チームとの連携等によりまして、保育施設の質の確保と向上を図ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 続きまして、岩崎委員と溝口委員、そのほか、和田委員からの「すくわくプログラム推進事業」について、子供政策連携室から願ひします。

○鳥井子供政策連携室企画調整部企画調整担当課長 子供政策連携室企画調整部企画調整担当課長の鳥井と申します。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、岩崎委員から新規事業における効果検証についての御意見のところ、  
「すくわくプログラム推進事業」の対応のところについてお答えをさせていただければと思います。

「すくわくプログラム」の効果検証につきましては、東京大学CEDEPとの連携の下で、プログラム実践に伴う効果検証の仕組みの在り方について検討を進めていくこととしてございます。

続きまして、溝口委員からいただきました「とうきょうすくわくプログラム」に関する御意見にお答えをさせていただきます。

「とうきょうすくわくプログラム」につきましては、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に留意をしながら取組を推進することとしております。都は、CEDEPが実践に協力する園を実際に訪問いたしまして、活動内容の確認を行うとともに、活動終了後の振り返りの場への参加や、園の先生との意見交換などを通じまして実情の把握に努めているところでございます。また、実践研修会とか報告会の開催に合わせましてアンケートを実施し、実践に当たっての悩みや、意見を広く聴取するように取り組んでいるところでございます。今後につきましても、現場の意見や実情を踏まえながら「とうきょうすくわくプログラム」を推進してまいりたいと思います。

最後に、和田委員のほうからいただきました「すくわくプログラム」をしっかりと実証して好事例を創出することが必要だと、そういったような御意見につきましてですけれども、今年度「とうきょうすくわくプログラム」につきましては、都内2,000を超える幼稚園とか保育所等が、子供の興味・関心に応じた様々な取組を検討しているところでございます。そういった中で、多くの好事例というものが創出されると考えておりまして、東京都としても好事例を押さえまして、実践をしているところに横展開を図りながら、取組の質の向上にしっかりとつなげてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、続きまして、溝口委員からの認証保育所に関しまして保育支援課からお願いします。

○安原福祉局子供・子育て支援部認証・認可外保育施設担当課長 認証・認可外担当課長の安原と申します。よろしくお願ひいたします。

溝口委員から東京都認証保育所制度について御意見をいただきまして、ありがとうございます。認証保育所は、平成13年度の制度創設以降、東京都の保育施策の重要な柱の一つとして、認可保育所が対応し切れないような大都市特有の多様なニーズに対応し、保育サービスの充実に貢献していただいております。また、近年では、溝口委員のおっしゃるとおり、短時間利用とか認証保育所が空きスペースを活用しまして、保護者の就労等の有無にかかわらず児童を定期的に預かる取組とか、学齡児の受入れや障害児の受入れなど、子育て家庭のニーズの変化に的確に対応していただいております。

今後、認証保育所が子育て支援の拠点として、地域の多様なニーズに対応できるよう、区市町村と連携しながら、都として一層支援してまいります。

以上になります。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 続きまして、岩崎委員、遠藤委員の保育施策の関係で、意見についてお答えいただき、可能であれば吉田委員のはじめの100か月の育ちビジョン、島津委員がおっしゃったニーズに合ったサービスを利用できる、希望する保育所に入れるようにという意見などについてお答えできますでしょうか。保育支援課長、お願いします。

○青山福祉局子供・子育て支援部保育支援課長 保育支援課長の青山でございます。

まず初めに、岩崎委員から事前にいただいた御意見についてでございます。

3の「保育の質」の(1)、保育人材の定着・確保の視点というところでいただいております。都では、保育人材の定着・確保のために、キャリアアップ補助とかICT化に関する経費の補助など、働きやすい職場環境の整備が進むよう支援をさせていただいているところでございます。

また、保育の質の向上を図るため、保育士等が研修に積極的に参加できるよう、研修参加代替職員確保補助事業ということで支援するとともに、保育所間交流とか園長会などにおける意見交換など、地域交流の促進に取り組む区市町村の皆様を支援させていただいているところでございます。

それから、子供主体の保育に係る保育者向け研修事業も実施しているところでございます。

また、効果検証につきましても御提案いただきました。どのように行っていけばよいかというところについては、今後検討してまいりたいと存じます。

続いて、遠藤委員の事前にいただいている御意見についてでございます。

こちらも保育人材の確保・定着というところでいただいております。一部、岩崎委員への御回答と重なるところもありますが御回答させていただきます。

こちら、都では、キャリアアップ補助とか宿舍借り上げ支援を実施するほか、社会保険労務士による講座を開講して、職場内人間関係とか、休暇・休憩の取得など、保育現場が抱える職場課題への事例検討などを通じまして職場環境の改善を進めるなど、保育人材の確保・定着に取り組んでいるところでございます。

職員の配置基準につきましては、委員のお話にもございましたが、国がこども未来戦略における加速化プランに基づきまして、今年度から4・5歳児を30対1から25対1へと改善いたしまして、それに対する加算措置を設けているところでございます。1歳児につきましても、令和7年度以降、加速化プラン中の早期に6対1から5対1への改善を進めることとしています。

都におきましては、保育サービス推進事業によりまして、地域の実情に応じた区市町村の皆様の取組を支援させていただいておりまして、保育サービスの質の向上を図っているところでございます。引き続き、保育人材の確保・定着に向けまして、また、保育の質の向上が図られるよう様々な施策に取り組んでまいりたいと存じます。

それから、吉田委員から、資料3、3ページ、目標②、「乳幼児における教育・保育の充実」というところで、国の、はじめの100か月の育ちビジョンとの関係について御意見をいただいております。改めて確認させていただければと思っております。

それから、角田委員から、資料4、4ページ、下段の目標2のところ「幼稚園・保育所等」というところの「等」の表記について御意見をいただきました。こちら受け止めさせていただきまして、考えさせていただければと思います。

それから、島津委員から、東大和市の待機児童のことについて御意見をいただいております。

自治体のほうでは、主に4月1日時点の待機児童を公表しておりまして、東大和市さんは確かに4月1日時点でゼロということでありました。ただ、園を見ると二十何件あるという話をいただきました。それで、通わせたい園に通わせられるようにといった環境づくりという話がありました。受け止めさせていただきまして、何ができるかというのを考えさせていただければと思います。

いただいた御意見はこちらで以上だったと思います。ありがとうございます。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 続きまして、私から最後、残りの部分について、答えられる範囲で答えたいと考えています。

まず、吉田委員からいただきました、保護者の視点も忘れないでというところですが、こちらにつきましては、視点③にもきちんと残した形ですので、よろしく願います。

貧困の解消につきましても、相談支援というのが非常に重要ではないかということでしたが、目標④の、具体の施策のところでは、必要な支援の利用を促す取組というのも項目として考えてございます。

あと、安部委員からいただきました「子供」の表記については、本当に前回もいろいろ議論したということなのですが、一旦持ち帰りますが、なかなか厳しい状況がありま

す。検討を引き続きしたいと思います。

あと、災害時につきましては、国のほうの研究事業で災害時の子供の意見というのを調査するというところもありますので、今後、動向を見ながら検討したいと考えております。

あと、島津委員から、子供の意見を聞く取組につきましては、今後、次の議題でもお話ししますが、やはりフィードバックではないですけれども、子供の意見がどのように施策に反映されたかというのを知るということは非常に重要だと考えております。

あと、溝口委員からいただいた、教育ビジョンを反映した部分の「態度」という文言について、「意欲・態度・心情」とできないかということにつきましては、また確認をさせていただき、検討したいと考えております。

以上になります。

○山本会長 ありがとうございます。御丁寧ないろいろな回答していただきました。

もちろん、重ねての御質問もおありかなとは思いますが、一旦、この件はここで終わらせていただきまして、また今後、この体系やビジョンについて、計画の施策の体系については、本会議でもまだ検討していく予定でございますので、御意見や御質問がございましたら引き続きお受けしたいと思っております。

では、議事のほうを先にまいります。

本日は「子供の貧困にかかる支援団体ヒアリング」というものが入っております。第3期の子供・子育て支援総合計画の中では、子供の貧困対策ということを柱立てをして、積極的に対応していきたいという方向で、皆様方からも御意見をいただいておりますので、支援団体、特に中心となって活動されている団体の方々から、現在の状況などを含めお伺いできればということで事務局からお話をいただきました。では、事務局から今後のやり方などについて、進め方について、お願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 先ほど御議論いただいたところですが、国のこども大綱や法改正を踏まえて、第3期の計画では、子供の貧困について目標の一つとして新たに位置づけることを検討しています。そこで、支援に携わる団体から、子供の貧困の状況や実態等についてお話しいただき、意見交換を行いたいと思っております。本日は、公益財団法人あすのばの小河代表理事に御参加いただいております。あすのばにつきましては、子供たちへの直接支援だけではなく、調査・研究と、そのデータなどに基づいた政策提言や支援団体への中間支援も活動の柱としておりまして、多角的な視点でお話しいただけることを期待しています。

○山本会長 ありがとうございます。

では、よろしく願いいたします。

○あすのば小河代表 あすのば、小河と申します。本日、まず、このような貴重な機会をいただきましたことを心からお礼申し上げたいと思っております。

たくさんの資料なのですが、こちらは「こどもの貧困解消に向けて」という今日の資

料と、それから、お手元には、私どものニュースレターも、行っているかと思えます。

このあすのぼという団体、今年6月で満9年になるのですが、その前はずっとあしなが育英会に勤務しておりました。当時、子どもの貧困対策法、2013年6月19日に法成立したわけですが、そもそも、この法律をつくろうと最初に呼びかけたのが、親を亡くした学生たち、自分も貧困のまさにど真ん中にある学生たちが、自分たちも大変だけれども、日本中には、2009年に初めて貧困率が発表されて、7人に1人の子供も貧困な状況にいる。そういう子供たちが社会を挙げてこの法律をつくって、社会全体で解決してほしいというような思いでこの法律ができました。そのプロセスの中にも深く関わらせていただきまして、私は、あしなが育英会を退職しまして、たくさんの方々と御一緒に、この財団の運営をさせていただいております。

今、御案内がありましたように、私どもの団体は、政策提言、それから、支援団体への中間支援、そして、子供たちの直接支援をしております。2ページのところがございます。今も9人に1人の子供が貧困だと言われていますが、なかなかそんな解消に向けてということは難しい。そういう中で、今回もこのような機会をいただいておりますし、国あるいは自治体に対しても強く働きかけて、公助によってこれを解消していただく、あるいは、民間の子供食堂、居場所、様々な部分で御活躍の皆さんに、さらに支援を強化していくために、この3ページの右と左の青の矢を、強く太くするために活動しております。

具体的には、これまで、このコロナ禍においても、ひとり親のみならずふたり親の困窮世帯に給付金をお届けしたり、あるいは、国の給付型の高等教育無償化制度をつくっていただいたりというような活動をしてきましたし、今御紹介がありましたように、今年、子どもの貧困解消法へと改正になりました。そこにも、いろいろな団体と一緒に手を携えて活動してきました。

5ページ、こういう院内集会を開かせていただいたり、去年は小倉大臣をはじめ超党派の子供の貧困の議連があるのですが、そういう方々に、本当に苦しい状況にいる若者たちが直接声を届けるというような場などもやってまいりました。

中間支援としては、全国47都道府県を回らせていただいたり、今は各ブロックごとに、実は、去年は東京都にも共催していただいてフォーラムを開催するなどの事業を行っております。8ページにも、支援者向けのこういう集会も行わせていただいたりしております。

直接支援事業として、入学・新生活応援給付金事業ということをやっております、小学校に入るお子さんから高校に入るお子さんまで、3万円から5万円の給付を行っております。これまで9年の間に、コロナのときも合わせますと約2万5000人近くのお子さんたちに10億弱の給付金をお届けさせていただいております。

10ページ、子供たちのキャンプ等もありますが、こういったようなことで、子供たちを支えるモデル事業として行ってきております。



今日一番お伝えしたいのは、11ページからです。

まず、子供たちの実態が今どうなっているか。今回、あすのばでは、給付金を受けたお子さんたち1万5000世帯を対象にした大規模な調査を、三菱UFJリサーチ&コンサルティングさんと共同で実施しております。ちょうど今、最終報告に向けての調整をしております、今日も会議をしております。

中間報告、4月にやった中から御紹介をしたいと思います。

まず、子供たちの声です。幾つかありますが、2つ目の声を紹介したいと思います。

中学校2年生、北海道の女子です。お風呂は1週間に1回お湯を替えている。おなかですいても御飯がないときがある。お母さんはほとんど夜御飯を食べていない。家の手伝いをしてお小遣いをもらって貯めている。お母さんの誕生日にプレゼントを買いたい。勉強を頑張りたいという声です。

実は、今週、東京23区にお住まいのひとり親のあるお母さんにお話を聞いてきました。中学校1年生と小学校3年生のお子さんがいらっしゃるお母さんです。全く同じです。御飯、食べていませんと。今回、健康診断で初めて数値がおかしいと言われたと。食事を抜いているということが原因だとおっしゃっていました。こういう状況があります。

次、12ページ、データですと、調査世帯は平均年収が180万もなくて、貯金がゼロというところが50%、半分で、残りの4分の1が50万円未満というようなところ です。

4割の保護者が健康がよくないのですけれども、医療機関を「ほとんど・まったく受診しない」世帯が3分の1にも上るということです。

精神的にも絶望的だと感じたときが、「いつも・たいてい」あるというのが3分の1 ぐらいある。

これは、内閣府令和3年調査、同じような設問を一般の保護者に聞いているところでは4%しかないのですよね。いかに大変な状況かというようなところもあります。自己責任にも苦しんでいるというような状況があります。

今回、子供も1,800人近くが答えてくれていまして、そのところで見ると、朝食を「毎日食べる」というのが、小学生は6割ぐらいで、中学生は5割ぐらいだと。これも大分差があります。

それから、この夏休みの間もそうでしたけれども、昼食を毎日取る小学生は7割、中学生は5割ちょっとしかないわけです。これは、一般の世帯で言うと9割ぐらいが取れているけれども、まさに今、先ほど給食のお話もありましたけれども、こういう厳しい状況にある。お風呂に毎日入らないという小中学生も3割に上っている。

精神面でも非常に気になる数字がいっぱい並んでいます。「イライラする」という子が5割、「学校に行く気がしない」が4割、「孤独を感じる」が35%、「消えてしまいたい」と答えている子供が18%にも上ると。まさに、これは子供の自殺にもつなが

っていくような厳しいデータかと思います。

あと、小中高生の2割が、学校が「あまり・ぜんぜん楽しくない」と答えていると。

授業が「わからないことが多い・ほとんどわからない」、小学生が2割、中学生は4割にも上る。これは、公教育の役割というのはどういう役割なのですかということも問えるような厳しい状況になっているかと思います。

時間がないので14ページは割愛させていただきますが、とにかく、そういう子供たちが、学校に行きたいということとか生活の安定を望んでいるということも、今回、データで明らかになっています。

先ほど御紹介がありましたとおりですが、子どもの貧困解消法に今回改正がされました。それと、今回の計画の中にも、新しく目標4ということで、子どもの貧困解消に向けた対策というのを入らせていただいているということは本当に心強いことだと思っています。これから、今までの制度だけではなくて、東京都がさらに拡充したものをつくっていただけるのではないかと強く期待しています。

今回、いろいろな子供の国の制度は、東京都が最初に一步踏み出したものを、あとは国から追いかけるということが全てあります。児童手当が18歳、特に高校まで延びたということはものすごく大きな意味があると思っていまして、これから、まさに各自治体が、この子どもの貧困対策計画を改正に向けて見直していく中で、東京都がさらに一步を踏み込んで推し進めていただきたいということを強く願っています。

今回の法改正の中でも、貧困は、対策を進めるだけではなくて解消するのだと。なくすのだということがはっきり書かれておりますし、それから、今までの「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることはないように」というのが削除されました。具体的に、ここにありますように、様々な目的を明確化されていますし、それから、日本国憲法第25条も加わりました。まさに今のような状況という、先ほどの私たちの調査でも明らかなように、これはもう絶対的貧困と言ってもいいような状況です。これはあってはならない貧困、これをなくしていかなくてはいけないというのは生存権にも関わってきますよねという大変重い、今回改正になったかと思っています。

その他、様々な視点もあります。調査についても、かなり具体的なところもございまして、先ほども、それぞれ委員の皆さんから指摘がありましたけれども、様々な項目において、より項目が具体的になっております。

こういった法改正を受けてぜひお願いをしたい、最後に5つの必要な支援について述べさせていただきたいと思います。

1点目は、ひとり親世帯への経済的支援の大幅な拡充です。

実は、私、今、兵庫県明石市のこども財団の理事もしております、明石は、御存じのとおり、全ての子供を大切にするのですけれども、さらに困っている子供にはさらに手厚くしています。児童扶養手当を毎月配っています。

それから、後でも出てきますが、高校の入学のときには30万円給付型の奨学金があ

って、毎月1万円ずつ学習支援もつけて、そういったような手厚い支援をしている。この養育費の立替えについても明石市が先頭に立ってやって、今、お隣のさいたま市でもこれをやろうとしている。東京都、どこでも養育費の立替払いはしていただいた上で、あとは都独自の育成手当、児童育成手当、これはほかのところにはないすばらしい制度で、でも、これは1万3500円でずっと据え置かれています。これを2万円ぐらいに上げていただきたいと思います。本当にお金がやはり必要ですので、この部分をぜひお願いしたいと思います。

それから、ひとり親のみならずふたり親の困窮する世帯にも何も制度がないのです。まさに、これは、今、018サポートを、さらに上乘せで困窮世帯にあげていただくというようなこと、これは私どもも、児童手当を同じように上乘せ支給してほしいと国にも訴えていますので、ぜひ進めていただきたい。

子供の居場所の問題。

沖縄の南風原町では、御存じかもしれませんが、365日、小学生は、例えば夏休みなどというのは、朝9時から夜10時まで子供を預かってくれてお風呂にも入れて、御飯も食べられて、安心・安全なそういう拠点を町が委託をして、町の事業としてこれをやっているというところなんです。こういったものを国にも提言していきますが、まず、東京都にもぜひ広げていただきたいと思います。

あと、子供・若者の学びを守る支援です。

やはり要支援度の高い学校に教員を加配していただいたり、スクールソーシャルワーカー、これは千葉県松戸では拠点型と分けてとても手厚い支援をしています。

先ほど入学の準備金のことを申し上げました。これは東京都の中でも文京区とか足立区とかは事業を既にしておられます。全市町村で実施していただきたいと思っています。

あとは、やはり、単に学校に行っている子供たちだけではなくて、学校に行っていない、例えば高卒で働いている方々への支援も非常に手薄ということなので、こういった住民税の軽減とか、あと、若者無業者への物心両面での支援、あと、奨学金の返還をする人への減額返還など、柔軟な対応をぜひしていただきたいなと思います。

また、今後、子供の貧困対策計画をつくる中でも、ぜひ当事者の方々の声を生かしていただければと思います。

私からは以上です。

○山本会長 ありがとうございます。豊富な資料と具体的なデータなど、大変参考にさせていただけると思います。

少しのお時間なのですが、委員の方々から、あすのばの小河さんのほうに何か質問とか、ここだけはもっと詳しくとか何かあれば、長い時間を割くことは難しいのですが、せっかくの機会ですので、今後の検討に関係することでもありますので、もしあれば伺いたいなと思っています。いかがでしょうか。オンラインの方も出していただければお受けいたしますし、どうですか。皆様方。

今いろいろな活動されている中で、出ているいろいろな問題をお伺いすると、今置かれている子供たちの厳しい状況が想像できるなというところで、非常に具体的になったかなと思います。計画の中にどのように入れ込むことができるかは、本会議は子供・子育て支援計画の策定なので、全てに対してではないですが、ただ、目的とすれば、東京都の子供たち全員が安心して成長できる、自信を持って大きくなれる、そういう場所であってほしいと願っての計画ですので、とても大事なところだと思います。いかがでしょう。

どうでしょうか。オンラインはどなたもないですか。皆様方、ありますか  
お願いします。

○高橋副会長 貴重な情報、ありがとうございました。

具体的に、こういった対策を私も考えたいなと感じたところがございます。5つの支援、必要な支援のところ、17ページの一番最後のところに「こどもの貧困対策計画の策定に当事者の声を」と書かれておりますが、これは、もう少し具体的に言うとどのようなアイデアがございますでしょうか。

○あすのば小河代表 ありがとうございます。

例えば、私たちも要望しまして、ひとり親と今まで子供の貧困が、こども審議会の中で一緒の部会になっていたのですが、これは分かれるのですけれども、そういう中の委員として若者委員という方が入っているというところもあります。

ユニバーサルな支援の中の、子供の貧困に関わるところについては、さらに目標を大きく立てて特出しでやろうとされているということですから、ぜひ都内の、実際に厳しい状況に置かれている、例えばシングルマザーの方とかシングルファーザーの方、あるいは社会的養護を経験されていらっしゃる方とか、そういう方々にもぜひ参画していただくとか、声を聞く機会をいただくと、よりいいのではないかなと。

今回、国の大綱をつくる时候にも、当事者の声をしっかり聞くというのも、今回の改正の中で、実は前は入っていたのですが、それは消えてしまって、今回、これをもう一回復活させてほしいということでもしっかり入れていただいて、今後も大綱をつくる时候にはちゃんと声を聞くということもしっかり明示されていますので、以前も実際、国の大綱づくりに向けては、当事者の方々にも御意見をいただくような場をつくっていただきましたので、同じように東京都でもやっていただけるといいのかなと思います。

○高橋副会長 ありがとうございます。大変参考になりました。

○山本会長 ありがとうございます。

このことについては、多分、委員の皆さん、こんなことがあってはいけないという思いはお持ちだと思いますし、何かしなければならぬというのは共通していると思うのです。

でも、その一方で、やはり子供の権利、権利と言いながら、子供は常に親の生活の状態や、親の家庭の状況というものの中でまとめられて語られるという、どうしても、あ

る現状の中で、特に経済的な状況というのは何もできないという、そういうジレンマの中で、やはり突破するには、社会全体がそういう考え方を超えて、一人ひとりの子供の人権というところと言うならば、日本国憲法第14条の、差別されないというところにまでつながっていく根幹に関わることかと思しますので、そういうことは、この会議では何か具体的にというのはとても難しいのですが、一人ひとりがそういう意識を持って取り組んでいけるような形で、今後、改正に生かしていきたいなどお話を伺えて大変よかったですかなと思っています。

私一人でまとめてしまいましたけれども、本当に今日はどうもありがとうございます。また、もし、あすのばさんに、お聞きになりたいことがありましたら、また事務局を通じてでも結構ですし、今後の検討の中で、またお声がけさせていただくかもしれません。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○あすのば小河代表 こちらこそ、貴重な機会をいただきまして、今後ともよろしく願います。ありがとうございました。

○山本会長 それでは、まだもう一つございますので、先に進ませていただきます。

続いて、報告事項になりますが、「子供の意見を聴く取組について」ということで、取組状況の報告を事務局からお願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、資料5を御覧ください。前回の会議でも御説明した、子供の意見を聞く取組状況について、進捗状況を御報告します。

まず、こども都庁モニターですが、学童クラブについてのアンケートにつきましては、6月に実施し、既に8月に公表済みです。

(1)を御覧ください。

小学校低学年及び高学年401人に調査して、392人から回答を得ているものです。そのうち、学童クラブに通っている、または通っていた児童224人の調査結果を一部抜粋しています。

「学童クラブがより楽しくなるために、やりたいこと」については、体を動かす遊びをしたいが最も高い結果でした。

また、「学童クラブの生活で困ることはありますか」という質問に対しては、「困っていることはない」が最も多いのですが、次には「遊ぶ場所が少ない」などとなっています。詳細につきましては既に発表されていまして、参考資料4につけていますので、後ほど御確認ください。

(2)を御覧ください。

こちらは、東京都子供・子育て支援総合計画についても、8月に計画において充実してほしいことなどをアンケート調査形式で実施しております。現在は集計中で、まだ詳しくお話しできないのですが、次回の会議のときにはお示ししたいと考えております。

続きまして、裏面を御覧ください。「子供の居場所等におけるヒアリング」について

でございます。

(1)の「概要」ですが、ヒアリングの内容や手順につきましては、本会議の学識者委員とか都民の委員の方に事前に御意見を伺って実施しています。ヒアリングを実施する施設は表に示したとおりで、現在6か所実施済みになっています。

(2)が「ヒアリング内容」なのですが、身近なことに関する気持ちや意見・要望とか、東京がどんなまちだったらいいかというようなことを、5人ずつぐらいのグループでのワークショップ型で、今、実施している最中でございます。こちらも、先ほどと同様、次の会議で御報告できる形かと考えています。

説明は以上になります。

○山本会長 ありがとうございます。

事務局から御説明がありましたけれども、今、この内容につきまして御意見がある方はよろしくお願いたします。

よろしいですか。

どうぞ。

○安部副会長 安部です。

質問が2点ございます。

まず、1点目なのですが、この子供の意見を聞く取組、進捗について、資料5のこども都庁モニターに関してなのですが、自由記述の中にいろいろな意見があったと思うのですが、その中に、直接、子供の権利侵害を疑われるような例があったかどうかというのを教えてください。

もう一点です。

自由記述を見ていくと、非常に興味深いというか、例えば35ページ「ルールや決まりことなどがたくさんあって、それらがまもれない子がいると叱るけれど叱る時間が長すぎて遊ぶ時間が少なくなる」、小学校高学年、女の子というコメントがあるのですが、これは子供たちへのフィードバック、それから、学童の職員の方へのフィードバックというのはどういう形で行うのかというのを教えてください。特に、職員の方に向けては、子供の声を基に研修をしたりするととても良いと思ったのですが、いかがでしょうか。

以上です。

○山本会長 どうでしょうか。そのほか、もしあればまとめてということにしましょうか。

今、安部委員から2点ありました。

そのほかはいかがでしょうか。

今は質問ということですね。取りあえず質問ということでお受けしましょうか。よろしいですか。ほかに何か御質問は。

このこども都庁モニターのことということで、自由記述の分析について、一つ、権利侵害があるような、におわせるような事例がなかったかということと、それから、フィ

ードバックの方法について、では、御回答はどちらでしょうか。

○安藤福祉局子供・子育て支援部家庭支援課長 子供・子育て支援部家庭支援課長の安藤です。

まず1つ目、権利侵害に当たるようなものがあつたかというところですがけれども、いろいろ捉え方によってはあると思つていまして、例えば、先ほど委員が申し上げた35ページの自由意見のところの一番下にあるように、「人をおこるときに、ぜいいんのまゝで大声で怒る」といった、子供への配慮がやや欠けるかなといったような対応がかいま見えるところもありますし、ゆっくりできる場所が少ないといったようなところもあるかと思つています。遊ぶ場所が少ないといったところも。

想像していくと、やはり、今の学童クラブの環境として、子供が養育される環境として、スペース、物理的な部分であつたり、先生との関係であつたり、そうしたところで、今、お話ししたような課題が見えるところもあるかなと私は思つているところです。

このアンケートにつきましては、認証学童クラブの制度の検討会の中でも共有を図つておりまして、その検討会の中には、運営事業者、また、区市町村の関係者といったところも入つておりまして、そういった中で、この内容を共有するとともに、この内容を踏まえた制度の検討も行つているところでございます。

また今後、この検討の資料についても公表しておりますので、区市町村などにも、そういった情報共有はやっていくということで考えております。

○山本会長 ありがとうございます。

安部委員、大丈夫ですか。

ありがとうございます。

そのほかはよろしいでしょうか。

子供の意見を聞く取組、昨年度も、ティーンズ・アクションプログラムもそうですし、また、形は変わりましたが、連携室のほうでも幾つか引き続き継続して下さつておりますし、また、今回は学童クラブというテーマですがけれども、幾つもお子さんたちにもやっております。

また、今、お話がありました、今日の資料のヒアリングですね。子供の居場所におけるヒアリングでは、かなり丁寧に安部委員にも御協力いただいて、ヒアリング事業者の方にも研修をしていただいて、これだけの数、意見を聞くということもしております。そういったところを、やはり聞きっ放しにしないということや、計画にどのように役立っているのか、具体的に、AがBになったとか、すぐに分かるようなものは出ないとは思つたのですが、でも、言ったことがこういう形で受け取られて、このように発展していくのだということが少しでも目に見える計画にしていきたいなということを、私は個人的にもこれまでやつていて思つています。

これは、先ほど島津委員がおっしゃつていた、メリット、本来は子供は意見を言うものだという前提からいけば、メリットを教えるというのはおかしい話で、デメリット

トがないよということを知ってもらって、自由に言ってもらえる社会が本来は望ましいのだと思うのですが、今の状態では、言ったら怒られるとか、言っても何にもならないとか、デメリットが先に立ってしまって、先に、メリットを見せるという、メリットというか、言った効果を見せるということがとても大事なのかなというところもありますので、もし、うまく柱立ての構成に入れ込むことができましたら、今回、いろいろやってきた子供の意見を、ある程度まとめた形で計画の柱の中に入れていくという試みをちょっとしてみたいなということを思っております。

これは、子供の意見を聞く取組でお集まりいただいた一部の委員の方には既にお伝えしているのですが、今回、この本会議のほうで、他の委員の方にも共有をさせていただいて、特に反対の意見がなければ、その方向で検討を進めたいなと思っているのですが、このことについて御意見いただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。

どういう形になるか分からないのですが、本当は、多分、具体的にこれを行ったからこれできたとか、こういうことが始まったよというのが出るというのがあるのですが、一対一対応でなくても、言ったことがこういう形でまとまったんだということだけでもいいのかなど。いろいろな形で都も情報公開をしています。ホームページを見てくださいとか、パンフレットをつくりましたとかやっていますが、なかなか、個別に全部子供が目を通すということにはできないので、何かまとまったものが1つあるほうがいいのかとも思っておりますので、少し事務局とも相談させていただき、また、副会長の二人とも相談させていただきながら、柱立てについて検討をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

では、最後になりますけれども、この中で、また質問がございますでしょうか。最後に、まだこれを答えてもらっていないよとか。私もうまくし切れていないところはありますが、もしあれば、最後、事務局のほうからまとめて回答をさせていただきます。よろしいでしょうか。

では、また思い出しましたら最後に声を出してください。

では、報告事項、最後、「その他」ということで、第2期中間見直し版の進捗状況の評価について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、第2期中間見直し版の進捗状況及び評価に関する資料につきましては、今回、参考資料として配付しておりますので、御覧いただければと思います。

計画の進捗状況及び評価については、毎年度、本会議において報告してまいり、参考資料5には事業ごとの実績を記載、参考資料6には、目標を掲げている取組の実績を取り出して記載しています。

参考資料7の評価指標につきましては、赤字で記載している指標が、第2期中間見直しに伴って、昨年度の本会議で御議論いただいて追加した指標になっています。



参考資料 8 に、評価指標に係わるグラフデータを、直近の情報に更新して記載しております。

中間見直しで追加した指標の一部につきましては、現時点でデータがそろっていないためにグラフがない項目がございますが、御了承ください。

説明する時間がなかなかないのもありますので、御意見とか御質問等がありましたら、メール等で御連絡いただければと思います。

以上になります。

○山本会長 ありがとうございます。

量も多いですし、細かいところもありますが、これは引き続き見ていくものになりますし、また、データなどがそろいましたら、事務局のほうから、その都度、御説明いただけたらと思いますので、今日終わった後でも結構ですので、少し見ていただきまして、また、何かこのことについても御質問がありましたら、別途事務局のほうにお寄せいただければと思います。

特に言い残したこととか、回答をまだ忘れていたよということはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

大丈夫そうですか。

ありがとうございました。

では、最後に、事務局のほうから御連絡ということでお願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 本日は貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

今回は、12月のどこかになってしまうのですが、第31回全体会議を開催させていただく予定であります。

本日の配付資料につきましては、お持ち帰りいただいて構いませんが、机の上に置いていただければ、後日郵送させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○山本会長 ありがとうございました。

皆様方の御協力によって時間内に終了することができました。今日は、あすのぼの活動報告もございましたし、具体的にテーマのイメージが湧いたかなというところもございます。また引き続きまして委員の皆様方からの御意見は随時募集しておりますので、事務局のほうにお寄せいただきまして、次回の子供・子育て会議で御紹介させていただき、また、回答もさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は暑い中、また、夜になりまして遅くなりましたが、これにて第30回「子供・子育て会議」を終了したいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉 会

午後 7 時 4 6 分